

農村高利貸資本の展開過程 (二)

——宮城県登米郡における一高利貸業の分析——

渋谷 隆 一

- 一、課題と方法
- 二、調査地域の概況
- 三、高利貸業の生成期（以上前号）
- 四、高利貸業の発展期（本号）
 - (一) 高利貸業の存立条件
 - (二) 高利貸業の性格
 - (三) 高利貸業の機能
 - (四) 要 約
 - (五) 高利貸業の転換期（以下次号）
 - (六) 高利貸業の衰退期

四、高利貸業の発展期

明治三〇年代は、わが国資本主義が体制的に確立した時期であるといわれている。周知のようにわが国は、日清戦争の勝利によつて朝鮮や清国の海外市場を確保するとともに、二億兩（邦貨三六四百万円）に及ぶ莫大な償金をえた。これをきっかけとして諸産業が勃興したが、とくに官営軍事産業を基軸とした造船、車輛などの重工業、民間企業の花形であった繊維産業の発展は目覚しく、これら諸産業部門の産業革命も同時に進行した。また運輸機関の発達及び銀行の新設も相次いだ。ここにわが国資本主義の再生産過程に必要な諸産業部門が整備され、自律的な循環を開始したのである。

こうした資本制生産の発展及び産業革命の進行は、登米郡地方の経済にどのような影響を与えたであろうか。ま

た農村高利貸資本は、この過程にどのような展開を示したであろうか。

(一) 高利貸業の存立条件

高利貸業の発展を可能ならしめる条件は、二〇年よりもさらに拡大した。その要因を挙げれば次の三点である。第一に、産業資本による国内市場の形成過程、より具体的にいえば資本制商品の農村滲透による影響である。それは従来自給によって賄われていた農家の生産手段部分(肥料や農具)や家計部分(調味料や衣料)などの商品化をおし進めることとなったが、当地方で最も注目されるのは、自給自足的でないし家計補充的な家内工業として農家の商品経済化の一翼を担っていた坐繰製糸を急速に凋落せしめたことである。第二〇表をみよ。郡内における製糸工場及び坐繰製糸戸数は、三〇年から三四年にかけてともに増加した。しかしそれ以後になると製糸工場は増加するが坐繰製糸戸数は逆に減少を示している。製糸高についても三二年を転機として同様の変化が指摘される。しかし坐繰製糸を駆逐しつつ発展したこの製糸工場も三八年以後には早くも後退し始めている。⁽¹⁾

第二は、租税増徴の影響である。まず地租についてみよう。地租の公課率は、明治一〇年以後三・〇%から二・五%に引下げられ、さらに一八年からは据置となった。このことは、土地

第 20 表 製糸工場・坐繰製糸戸数及び製糸高の推移(登米郡)

	製糸場(戸)数		製 糸 高	
	工場	坐繰製糸	工 場	坐繰製糸
明治30年	3	1,680	1,145 ^質	2,526 ^質
32	5	2,256	1,104	3,610
34	6	2,557	2,598	2,683
36	7	1,544	4,028	1,262
38	7	584	11,434	649
40	6	935	4,538	500
42	5	260	4,703	177
44	4	450	4,845	726
大正 2	3	308	3,731	386
4	3	131	2,085	263

1. 『宮城県統計書』による。

所有者なかならず地主にたいして大きな利益を与えた。ところがこの公課率は、三二年になると五ヶ年間を跟ってであるが千分の八だけ増徴されることとなった。さらに日露戦争が勃発した三七年には、戦費調達のための「非常特税法」が公布され、いままでの二・五％に一・八％、翌三八年にはその上さらに一・二％が附加されることになった。⁽²⁾ その結果、三八年以後の田畑地租は法定地価の五・五％、府県税をつけ加えれば実に八・八％となったのである。地租増徴とともに注目すべきことは、三三年の自家用醬油税（諸味一石及び溜一石に付一円）の改正⁽³⁾、及び自家用酒税法の廃止に伴う自家用濁酒その他一切の酒類製造の禁止などである。⁽⁴⁾ これら租税の増徴及び自家用酒の製造禁止は、先述の資本制商品の農村滲透とともに、いまだ自給経済を基調としていた大部分の小農民を強制的に貨幣経済に捲込むこととなった。

いま参考まで斎藤万吉氏が行なった「農家経済調査」のうち登米郡新田村における自作農と小作農の支出内訳を挙げれば第二一表のごとくである。この調査は、しばしば指摘されているように不正確なききとりによるものであり、また自給部分と貨幣部分とが混同して記載されている。こうした調査の欠陥を考

第 21 表 農家支出における現金部分
(登米郡新田村の一例)

		明治 23年	32年	41年
自作農	支出総額 A	円 190	430	626
	うち現金部分 B	円 53	84	220
	現金部 C	円 26	65	88
	比率 B+C/A	% 41.6	34.7	49.0
小作農	支出総額 A	円 130	333	355
	うち現金部分 B	円 1	2	2
	現金部 C	円 3	11	14
	比率 B+C/A	% 3.1	3.9	4.5

六五

1. 資料は、宮城県内務部編「宮城県勸業報告」第63号。
2. 算出方法は、榎西・大島・加藤・大内共著「日本における資本主義の発達」上、72~3頁で示されたように、現金部分は貨幣で支払われたと思われる購入肥料、公租公課、教育費など、但し当資料では購入副食物が「その他生計費」に一括計上されているため、ここでは加えていない。現金部分に準ずるものは、大部分貨幣化していたと思われる衣料、家具、傭人給料などである。

慮しても農家支出のなかの現金部分は、年を逐つて比重を増していることが知られる。こうした資本制商品の渗透及び租税増徴にたいして小農民もさまざまな形で適応しようとした。しかしその適応の仕方は、当地方のように水稻単作地帯でしかも低位生産地帯では、かなり制約されていた。すなわち先進地帯のように現金収入の多い園芸、飼畜など、いわゆる経営の多角化は殆ど望めなかったし、労働市場もまた極めて狭隘であつた。残された適応方法は、家計の切りつめか、さもなければ米麦作及び養蚕の拡大に求める以外になつた。⁽⁵⁾三〇年代における郡内の作物別作付反別を『県統計書』によりみれば、二〇年代に引続き旧工芸作物の減少、桑を先頭に米麦の増加が目立っている。

第三に、右の二要因に拍車をかけるものとして凶作の影響をつけ加えねばならない(第二表)。当地方は、二九、三〇、三五、三八の各年に大冷水害三二年には虫害の被害を受けた。とくに三八年は、東北救済及び振興問題を世に喚起した大凶作であつた。被害状況の一端を示せば次のようである。

「土用中悉皆ノ不天氣、殊ニ頃日来稻作ニ異状アルト唱ヘアルヲ以察スレハ、到底五分以上ノ収穫ハ断シテ難成ト窺カニ決心セリ。」(三五年九月一〇日『日誌』)

「早出ノ稻ニ異状ヲ呈セリト云フ風説事突トナリテ、甲唱ヒ乙唱フルニ至ル。……

次に豊國ト云フ稻ノ出穂遅レ、昨今出穂中ナリ。此種類ハ赤生津ニ尤モ多シト云フ。

此稻ニテ不結果ニ終ルナラハ五分ハ蝨カ三分位ニ収穫トナルヘシト、突ニ寒心ノ至

第 22 表 凶作被害状況(登米郡)

凶作原由		被害状況	
明治29年	水害	被害反別	田3,777.8町, 畑1,371.6町
30	水・虫害	"	水害は田畑3,799.0町, 虫害は1,206.0町
33	旱害	—	—
35	冷害	—	—
38	冷害	被害反別	無収穫田3,145.3町, 反当収量0.327石
43	水害	"	田6,005.3町, 畑2,190.0町
大正3	水害	"	浸水田5,757.7町, 畑1,772.8町

1. 明治33及び35年は桜井家『日誌』, それ以外の年は『登米郡史』(下巻)による。

リナリ。」(同年九月一四日)

「本年度ハ春以來氣候順ヲ失シ、土用ハ霖雨ヲ以始終一貫シ、且土用后ノ氣候モ佳ナラサルタメ秋期ニ至リ作物ニ大影響ヲ現ハス。三五年度凶作以上ノ減収ヲ告ケタリ。是レヲ大ニスレハ宮城、福島等ノ凶作、小ニセハ当登米郡ノ如キ又意外ノ減収ヲ見タリ。」(三八年度末概況「日誌」)

凶作は、零細下層農家は勿論のこと、新たな貨幣経済化に対応して、米麦、養蚕を増大させようと腐心していた上・中層農家や、中小地主・商人にたいしてもまた手ひどい打撃を与え、彼らの貨幣不足の状態を恒常化したのである。

以上のように、三〇年代は、資本制商品の滲透、租税増徴、さらに凶作が絡み合つて自給自足的な農家経済を、一〇年代よりも一層強く貨幣経済に捲込み、農民層「分解」し小作農化を著しく促進した。わが国における典型的な原蓄段階が三〇年以前であったとすれば、三〇年代の当地方——或は東北地方全般に敷衍しうるかも知れないが——は、産業資本の確立期におけるいわば後期原蓄と呼びうる段階であったといえよう。高利貸資本は、かかる条件の下で本格的な跳梁の場が与えられた。ここに「本格的」というのは、一〇年代に對比してのいいである。一〇年代は、苛酷な原蓄諸政策に凶作がつけ加わり農家経済を困窮に陥入れたが、いまだ商品・貨幣流通が極端に低く、高利貸資本の自立的な発展のための条件を欠いていた。三〇年代は、商品経済の抬頭した二〇年代を経過してようやくその基礎をえたのである。

しかしながら、一方においてこうした条件とは全く逆に、高利貸資本の自立的な発展を阻止する条件も芽生えてきたことに注目しなければならない。それは産業革命の進行に対応する農村経済体制の変貌、並に新たな信用諸機

関の抬頭である。かくて三〇年代の高利貸資本は、野放図ではなく、相反する条件を内包した発展の条件をえた。いい換えれば、正に後期原蓄段階に照応した発展条件をえたのである。

(二) 高利貸業の性格

三〇年代における高利貸業は、どのような性格をもっていたらうか。高利貸業資本の構成及び運用についてみてゆくことにしたい。

(1) 高利貸資本の構成 資本構成は、二〇年代に引続き自己資本と他人資本とからなっていた(第三三表)。二〇年代に対比される特徴を挙げれば次のようである。第一に、他人資本は、三〇年代を通してほぼ五〇〇円内外で二〇年代よりも減少し、従ってまた高利貸業資本に占める比重も低下している。このことは、勿論高利貸業の停滞を意味するものではなくむしろ逆である。というのは、かつて預金者であった農村の貨幣資本家が、蓄積貨幣を以前より安全に、商人・高利貸資本として機能しうるようになったことを示すからである。また一方において地方銀行を始め信用諸機関の抬頭によって、従来高利貸活動を制約していた資本不足が幾分でも緩和されたことも附加しておかねばならない。当家的場合にも銀行か

第 23 表 高利貸業資本の構成(明治30年代)

	高利貸業 資 本	内 訳	
		自己資本	他人資本
明治30年	10,059	9,523	536
31	6,887	6,537	350
32	7,872	7,293	579
33	8,828	8,528	300
34	11,629	11,327	300
35	13,213	12,911	300
36	13,203	13,053	150
37	18,474	17,860	614
38	21,232	20,521	711
39	28,111	27,482	629
40	35,875	35,629	246

1. 『貸金台帳』による。但し金額は年度末残高。

らの借入金が、年々増加している。しかしこれが表に現われてこないのは、年度内に償還されているためである。

第二に、自己資本は、三一年以降一貫して増加しているが、その傾向は時期によって緩急があるし、また三〇〜三一年には減少をさえ示している。こうした自己資本の態様は、二〇年代には全く見られないことであった。この理由を明らかにするためには、自己資本の蓄積方法に立入ってみなければならぬ。当家の高利貸業は、土地所有雑事業（醸造業を除く）と結びついて運営されていた。これら諸事業の利益は、高利貸業資本として一括され、その時々々の条件に応じてそれぞれの事業に増資されていた。だから高利貸業の資本蓄積は、その年度内にあがった利子部分がそのままつけ加わるのではない。第二四表をみよ。増資対象は土地及び高利貸業であり、これに生命保険をつけ加えることができる。三一〜四〇年の事業別増資額をみると、土地は事業増資総額（各事業収益、財産的収入、醸造業よりの繰入資本）五一、四一二円のうち二四、六四九円、高利貸業は二六、一〇六円でほぼ五〇％であった。参考までに同時期の事業別収益を挙げれば、土地（小作料所得）三三、二三八円、高利貸業一七、〇九一元、雑事業一八三円であった。このことから高利貸業の自己資本は利子だけでなく小作料所得、雑事業収益、さらに財産的収入、醸造業からの繰入資本などの一部によっても強化されていたといえよう。しかしその補強のされ方は、三一年の減資、それ以後の増資の緩急

農村高利貸資本の展開過程(一)

第24表 事業増資額(含保険)

	事業増資額	内 訳		
		土地	高利貸業	保 険
	円	円	円	円
明治31年	1,676	4,599	(-)2,986	63
32	2,623	1,789	756	78
33	6,154	4,838	1,235	81
34	3,666	835	2,799	32
35	3,150	1,502	1,584	64
36	4,177	3,971	142	64
37	8,056	3,165	4,807	84
38	3,063	359	2,661	43
39	9,127	2,102	6,961	64
40	9,720	1,489	8,147	84

1.『貸金台帳』より算出。

に示されたように、他事業——とくに土地所有——の増資に強く影響されている。概していえば、三〇年代前半は土地所有、後半には高利貸業の増資に主力が注がれていたといえよう。以上のように自己資本は、この時期になって始めて土地投資と關聯しながら増減するようになったのである。

(2) 高利貸業資本の運用 資本運用を大別すれば、一般貸、事業内貸及び有価証券投資に分けることができる。このうち太宗をなすのは、いうまでもなく一般貸である。一般貸については改めて検討することにして、まず事業内貸及び有価証券投資についてみておこう(第二五表)。

まず事業内貸の趨勢をみると年によって一様ではないが、三七年以降増大傾向を示している。この時期の特徴は、繭・生糸業に代って醸造業への貸金が大半を占めるようになったことである。これは当家事業の整理・拡充、具体的にいえば醸造業の飛躍的な発展と繭・生糸業の廃業によるのである。後者の動機は、醬油税の増徴に端を發している。

「三十二年一月ニ衆議院ニテ可決ナリタル醬油増税ハ、当店ニトリテ容易ナラサル利害ノ所ナリ。一月二十六日現在釀ハ八百五十石余査定出願ノ上悉皆検査ヲ受ケタリ。是レ今日ニナリテハ八百五十円ノ利益トナレリ。故ニ売上金ノ如キハ納税

第 25 表 高利貸業資本の運用(明治30年代)

	高利貸業資本	内 訳			
		貸 金		有価証券投資	貯金及び現金
		一般貸	事業内貸		
明治30年	円 10,059	円 8,258	円 1,375	円 288	円 138
31	6,887	5,326	1,175	360	26
32	7,872	6,337	1,175	360	0
33	8,828	5,354	3,222	160	92
34	11,629	9,194	2,275	160	0
35	13,213	9,237	1,816	160	2,000
36	13,203	11,868	1,175	160	0
37	18,474	10,815	2,571	4,906	182
38	21,232	16,596	0	4,450	186
39	28,111	22,009	3,922	2,180	0
40	35,875	27,170	5,325	2,180	1,200

1. 『貸金台帳』による。但し金額は年度末残高。

期日(七月三十一日)他ニ流用セス漸次貯蓄差支ナキ様用意セル
 タメ、臨時商大藏ノ類ニハ一向手ヲ出サス旁觀ノ地位ニ立テリ。
 三十二年度ノ養蚕業ハ前代未聞ノ好結果、大藏ノ如キハ三百円
 以上ノ値段追テ出来セル年柄ナレハ増税問題サエアラサレハ無
 論多少ノ買収ヲ試ミルヘシ。今日ニナリテハ遺憾ナリ。」
 (三十二年十一月二十六日『日誌』)

醸造業にたいする事業内貸については、後に詳細に触れる
 が、この時期を迎えて高利貸業と密接な関係が生じたこと、
 さらにいえば高利貸業が醸造業に次第に従属するようになる
 下地が形成されてきたことを附記しておく。

有価証券投資は、三十七年以降増加している。いま所有有価
 証券の銘柄を示せば第二六表のようで、三七・八年を除けば
 国債及び地元株で二〇年代と変りがない。これらの配当額は
 零であるか殆ど無視しうる程度である。地元株は配当や投機
 利得を目的にしたものではなく、前期的資本家・地主の活動
 が資本主義の発展にできるだけ沿うために必要不可欠な事業
 に投資されたのであった。証券投資で注目されるのは、三七・
 八年の京釜鉄道株である。これは、政府の鉄道買収——企業

農村高利貸資本の展開過程(一)

第 26 表 有 価 証 券 投 資 の 内 容

	投資額	銘	柄	利 益	
				配 当	売 買 損 益
明治37年	288	石巻米穀取引場200円,	登米川汽船 88円	0	0
31	360	"	200円, " 160円	0	0
32	360	"	"	16	0
33	160	登米川汽船160円		0	0
34	160	"		0	0
35	160	"		0	0
36	160	"		0	0
37	4,906	国債896円, 登米川汽船160円, 七十七銀行, 1,800円, 京釜鉄道2,050円		0	0
38	4,450	京釜鉄道2,650円, 七十七銀行1,800円		165	(-)287
39	2,180	国債380円, 七十七銀行1,800円		92	1,118
40	2,180	"	"	20	0

1. 『貸金台帳』より抽出。

家に有利な条件での——による株価騰貴を当て込んだ投機株であった。当家では、この株を三九年に売却して買入価格の四〇%に当る一、一八円の利得をえた。以上のように有価証券投資は、前期的資本家・地主がいまだ農村に豊富な蓄積基盤をもつ以上、新しい価値増殖方法としてとり入れられたものではなかった。ただ一時的ではあれ、京釜鉄道株のように投機的なそして農村外の投資対象に目を向け始めたことは注目を要する。

(3) 一般貸の内容 一般貸金の趨勢は、前掲第二五表に示したごとく高利貸業資本の増減傾向とはほぼ符合しながら伸びている。一般貸の具体的内容を貸付対象及び利率とに分けて考察しよう。

(4) 貸付対象。第二七表は職業別貸金額の推移を示したものである。第一に指摘しうる特徴は、農民にたいする貸金が他のどの職業者にくらべても多く、しかも一般貸金額に占める割合も極めて高いことである。すなわち三〇、三五、四〇の各年における貸金額比率をみると、それぞれ四五・五%、六〇・〇%、四二・六%となつてゐる。この比率は、二五年(二七・〇%)は勿論のこと四五年(三三・三%)、さらにそれ以降のどの時期よりも遙かに高くなつてゐる。このことは、高利貸資本の特徵的形態として的小農民への寄生が、ようやく本格化したことを示すものである。農民貸増大の理由は、先

第 27 表 職業別貸金額の推移

	明治30年	35年	40年
	円	円	円
一般貸金額	8,258(100.0)	9,237(100.0)	2,717(1.00.0)
職業別貸金内訳			
農 民	3,759(45.5)	5,543(60.0)	11,571(42.6)
自 作	1,109	1,725	6,410
自小作及び小作	2,650	3,818	5,161
小営業者・職人・其他	705(8.5)	120(1.3)	1,629(5.9)
商 人	947(11.5)	529(5.7)	3,800(14.0)
地 主	2,732(33.1)	1,555(16.8)	3,770(13.9)
製 造 業	0(0.0)	440(4.8)	6,400(23.6)
そ の 他	75(0.9)	0(0.0)	0(0.0)
不 明	40(0.5)	1,050(11.4)	0(0.0)

1. 資料の出所及び算出方法は、第14表と同じ。

述のように資本制商品の農村滲透、租税増徴、その上に凶作がつけ加わって農家経済が強力に破壊されたことにある。ところでこれら諸要因の農民に与える影響は、階層によって必ずしも同じではない。いうまでもなく農家諸階層のなかでも中・下層農家の大部分は、いまだ自給自足を再生産の基調としており、また多くの場合高額小作料の重圧にあえいでいた。これにたいして上層或は一部の中層農家は、自給経済に深く根を下しながらも一方では自律的な小商品生産の担い手として成長しつづつあった。だから新たに与えられた諸条件の下で、最も適応力の弱い層は、いうまでもなく中・下層農家である。高利貸は、まず初めにこの階層を捉えた。いま全く便宜的であるが、自小作、小作を中・下層農家、自作を上層或は一部の中層農家と仮定すれば、次のことが指摘できよう。農民貸のうち自小作・小作にたいする貸金は、三〇及び三五年には自作を遙かに凌駕していた。しかしこの自作層も何時までも高利貸にたいして安泰であるとはいえなかった。打続く凶作は、彼等が小商品生産者として伸びようとする芽を摘み、高利貸のよき餌食を提供した。その一例を示せば次のようである。

「当時貸出スヘキ部分ハ、大体利子ノ高下ノタメ、一ハ農工銀行ニケ年賦償却ノタメナル由ナリ。昨年以來郡内ヲ通シテ中流ノ地位ニアル者ノミ抵当權ヲ設定シツツアルタメ此結果ニ至リ、如何ナル解決ヲ見ルヤ注意スヘキ現状ナリ。」(三九年一二月二八日『日誌』)

かくて四〇年には、農民貸のなかでも自作層への貸金額が自小作・小作のそれを凌駕するようになった。高利貸業者の側からいえば、中・下層農家から剰余価値領有の多い上層或は一部の中層農家に貸付対象を委えながら、貸付貨幣の回流、債権の保証を図ったのである。

第二に、農民以外への貸金は、増減常なく一定の傾向を示さない。概していえば商人、地主への貸金比率は、停

滞ないし低下し、これに代って製造業が増大している。それは、商人、地主貸の太宗をなしていた繭・生糸商への貸金が、当家の問屋廃業によってあまりみられなくなったことによるのであろう。では具体的にどのような職業者に貸付けられたのであろうか。「貸金台帳」によれば中小地主を始め呉服、材木、味噌・醬油卸業、米穀、機業家等々多岐にわたっており、当家と取引関係を結んでいるか知己の場合が多い。

「当時金融益々緊縮シ来リ、四方ノ知己ヨリ借入申込頻繁ナリ。」(三七年六月一日「日誌」)

彼等への貸金は次の動機によるものと思われる。まず当地の前期的資本家・地主の活動は、恐慌だけではなく度重なる凶作の影響をうけた。とくに後者は、先述のごとく農家経済を破壊したから彼らの活動は著しく阻害された。いま一つは、近代的な信用機関の未発達を挙げねばならない。ここで地方銀行の存立状態についてみておこう。当郡における地方銀行は、明治一二年に設置された七十七銀行佐沼出張所がその嚆矢である。⁽⁸⁾二九年には登米町に登米銀行の設立運動がもち上った。その動機は、当時最も隆盛を極めた繭・生糸取引の増大によるもので「既設銀行ノ所在地遠隔ニシテ荷替等ニ不便ナルヲ以テ諸商品ノ取引上円滑ヲ欠キ且貸付ノ機關ナキヲ以テ産業ノ発達セサル」ためであった。発起人は片平要治外九名で、殆ど繭・生糸取引に参加していた前期的資本家・地主であった。そして「発起人ハ何レモ地方ノ名望家ニシテ信用アリ。土地其他ノ財産ヲ合算シ参万円乃至拾万円ノ資産ヲ有」していた。しかしこの登米銀行は、「発起者ノ中重ナルモノニテ商業ニ失敗セシモノ、又ハ死亡セシモノ等有之、昨年両度(二九年：筆者註)ノ水害ニテ発起者一同収益ヲ減損シ目下巨額ノ金員支出ニ困難ノ内情ニ有之」⁽⁹⁾遂に日の目をみなかった。銀行設立を断念した彼らは改めて既設銀行の支店透致運動を起し、三四年八月には宮城貯蓄銀行登米支店を設置した。その立役者は当時登米機業の社長でありまた当郡有数の大地主山田義三郎(農林省農務局「五十町以上、

地主(天正一三年六月調査によれば、田畑合計三二七・四町所有)であった。彼は誘致と同時に支店長となった。三〇年代の銀行は以上の二行である。これが日清戦争後のいわゆる「戦後経営」の余波を受けて活動を広めようとしていた農村の企業資本家や商人たちの活動を助長したことはない。しかしながら当時の脆弱な銀行資本をもってこれを一手に引受けることは困難だったろうし、恐慌や度重なる凶作は、銀行の存立自体を常に脅やかしてさえた。ここに高利貸業は、依然として中小地主、商人は勿論のこと企業資本家にたいしても吸着しえたのである。先に製造業者——殆ど機業資本家——への貸金が三五年の四四〇円から四〇年の六、四〇〇円に一遽に増大したのを見た。これも恐らく上述の理由によって惹起されたのであろう。

(四)高利貸の利率。貸付対象の変化と銀行など信用諸機関の抬頭は、高利貸の利率を変化せしめた。二〇年代と対比しながら考察を進めよう。まず注目されることは高利貸の利率の低下である。第二八表をみよ。当高利貸業の平均的利率は二〇年代よりもさらに低下し、三〇年一六・四%、三五年一四・九%、四〇年一三・三%となっている。この利率の低下はどのような理由によるのであろうか。

第一に、貸付対象の変化によるものである。職業別に利率をみると農民及び小営業者・職人などと地主、商人、製造業者との間に隔差がみとめられる。前者は常に平均的利率を上廻り、後者は概してその逆である。これはなぜであらうか。いうまでもなく借受者の姿態、

第 28 表 職業別貸金利率

	明治30年	35年	40年
平均的利率	16.4%	14.9%	13.3%
職業別利率			
農民	17.0	15.4	14.7
自作	15.8	13.4	14.2
小作及び自作	17.5	15.9	15.9
小営業者・職人その他	16.1	15.0	14.0
商人	15.0	15.9	13.7
地主	12.0	13.1	13.2
製造業者	—	—	11.0
その他	10.0	—	—

1. 資料の出所及び算出方法は、第16表に同じ。

生産の諸条件が異っているからであった。農民貸については次のことが指摘できる。農家のなかでも中・下層農家は、貨幣経済の滲透、凶作、高額小作料などから常に貨幣不足の状態にあった。従って彼らの借金は、拡大再生産のためではなく家計維持を目的とした消費信用であった。こうした事情の下では借手が利子を規制する力もっていない。利子は、高利貸業者の貪慾と借手の支払能力によって偶然的・非法的に決定されるのである。小営業者・職人の場合にも同様である。しかし等しく農家といっても上層或は一部の中層農家となるとそうはいえない。彼らは、商品・貨幣経済の滲透に対応して小商品生産者として或程度自律的な活動を営んでおり、いまだ不明確なそして経験的なものであれ「剰余価値率の均衡化」の法則を意識し始めている。だから高利貸業者の一方的な利子収奪を喰止める力を或程度もっている。地主、商人、製造業者となるとさらに高利貸業者の恣意は作用しえない。なぜなら彼らは、資本活動を規制する行動規範に基いて、単に貨幣としてではなく資本として借入れを行うからである。利子率は、以上のように職業別、また階層別に異って決定される。ところで先述のように貸付対象の変化（中・下層農家→上層或は一部の中層農家、製造業者の貸金増大）は、当然のことながら高利貸業の平均的利子率を低下させたのである。

第二に、以上が利子率決定のいわば靜態的・内在的な要因であるとすれば、動態的な要因としての貨幣の需要・供給構造の変化が検討されねばならない。ここでは供給構造の変化についてのみ触れよう。すでにみたように二〇年代以後商品・貨幣流通の増大に伴って前期的資本家・地主の活動の場が著しく拡大した。そして彼らは、蓄積貨幣をより多く高利貸資本に振回けるようになった。それは当郡における質屋、高利貸業者の増加にも覗えたとし、桜井家の高利貸業をとってみても明らかに資本の充実がみられたことからわかる。このことは、貸付けうる貨幣の

供給増大を意味する。ここで注目すべきことは、貨幣供給の増大が、同時にその範囲の拡大を内包していることである。第二九表をみよ。高利貸業の事業範囲をみると、二五年には当家の小作地域であった登米、宝江、豊里の三カ町村に限られていた。しかし三〇年以降には、郡内では佐沼、綿織、上沼、浅水、米山村と殆ど全域にわたり、郡外では桃生郡中津山及び飯野川両町、本吉郡横山村、志津川町、さらに石巻市などへも伸びている。そして四〇年には旧地域に匹敵する程の貸金件数を示している。このような急激な事業範囲の拡大は、主に当家諸事業の発展に照応するものであろうが、一方においては貸付対象の変化によっても齎らされたのである。例えば上層或は一部の中層農家は、「利子ノ高下」を考慮しながら借入先を自由に選択しえた。

より具体的にいえば、彼らは中・下層農家のように借入先を地主或は部落内有力者に拘束されることなく、一村、二村を超えても低利で貸付ける業者から借入れようとするのである。以上のように高利貸業者の貨幣供給の増大は、彼らが掌握していた局地的な貨幣市場の独占を排除してゆく。それは高利貸業者が意識すると否とにかかわらず競争の結果としてである。

なおこの高利貸業者間の競争に拍車をかけるものとして、銀行その他の信用諸機関の進出を挙げねばならない。本来近代的信用制度は、産業資本の一形態として高利貸資本に対抗しながら成長してくるのである。しかし当地方においてはいまだこれが成立する基盤が弱く、高利貸資本に対抗するというよりもむしろ前期的資本活動を助長するための機能を果していた。一例を挙

第 29 表 地域別貸金件数の推移

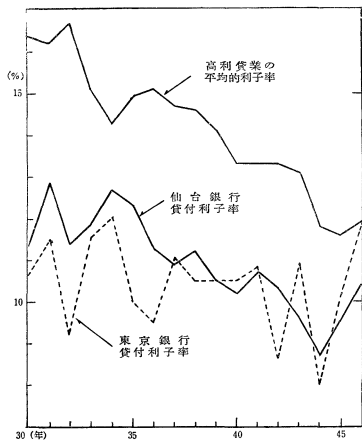
	貸付 総件数	旧 地 域			新 地 域		
		登米町	宝江村	豊里村	その他 各町内	郡外	郡外
明治25年	14	7	4	3	0	0	
30	86	28	34	14	7	3	
35	74	14	19	21	5	15	
40	107	21	22	13	35	14	
45	104	22	15	11	37	20	
大正 5	73	16	9	6	34	9	

1. 『貸金台帳』より集計、但し数値は年度末貸付件数。

層農家は農工銀行、また商人・地主・製造業者は農工銀行は勿論のこと地方銀行のよき顧客であったから、利率の低下は目立っている。ただ地主だけが三〇年以後僅かに上昇しているのは、新たに貸付対象として加わった自作地主を含めた結果である。

次に、この時期の高利貸的利率の変化として注目される現象は、高利貸独特の利率変動が喪失したことである。というのは、すでに考察したように三五年以前の高利貸的利率は、凶作の年かその翌年に騰貴したが、それ以後になるところした傾向は見られなくなる。

第三図によれば三八年及び四三年の大凶作直後の利率は、騰貴するどころか低下さえ示している。このことは、信用諸機関の低利かつ大量の貨幣供給によって、かつてのような高利貸の独自の利率変動がもはや行いえなくなったことを意味するのである。そこでさらに注目されることは、この頃から銀行貸付利率の運動にまき込まれる動きをはっきりと示すようになったことである。すなわち三五年以後の高利貸的利率は、東京及び仙台



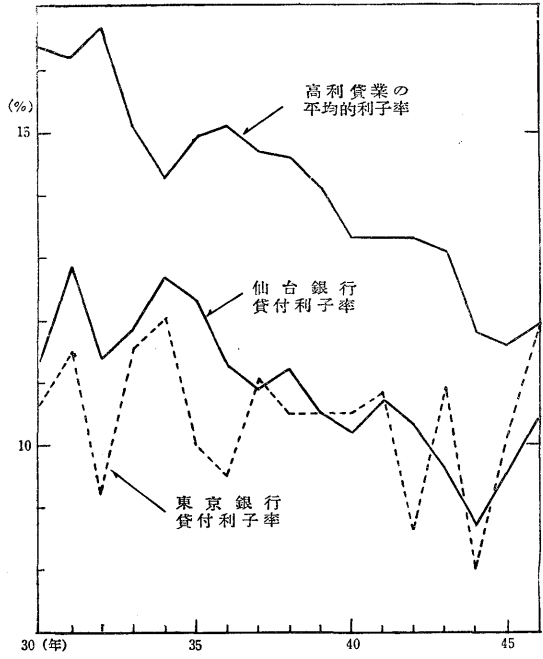
第3図 高利貸業(桜井家)貸付利率と東京及び仙台銀行貸付利率の推移(明治30~大正2年)

1. 資料の出所及び作成方法は、第2図と同じ。

層農家は農工銀行、また商人・地主・製造業者は農工銀行は勿論のこと地方銀行のよき顧客であったから、利率の低下は目立っている。ただ地主だけが三〇年以後僅かに上昇しているのは、新たに貸付対象として加わった自作地主を含めた結果である。

次に、この時期の高利貸的利率の変化として注目される現象は、高利貸独特の利率変動が喪失したことである。というのは、すでに考察したように三五年以前の高利貸的利率は、凶作の年かその翌年に騰貴したが、それ以後になるとこうした傾向は見られなくなる。

第三図によれば三八年及び四三年の大凶作直後の利率は、騰貴するどころか低下さえ示している。このことは、信用諸機関の低利かつ大量の貨幣供給によって、かつてのような高利貸の独自の利率変動がもはや行いえなくなったことを意味するのである。そこでさらに注目されることは、この頃から銀行貸付利率の運動にまき込まれる動きをはっきりと示すようになったことである。すなわち三五年以後の高利貸的利率は、東京及び仙台



第3図 高利貸業(桜井家)貸付利率と東京及び仙台銀行貸付利率の推移(明治30~大正2年)
1. 資料の出所及び作成方法は、第2図と同じ。

銀行貸付利子率の変動とほぼ似かよった動きを示しながら、次第にそれに吸い込まれる姿勢をみせている。ここに、高利貸的利子率は、いまだ近代的利子体系（全く近代的とはいえないが）に包攝されていないにしても、その変動は事實上規制されるようになったといえよう。こうした傾向は、大正期に入るとさらに明瞭な姿をとるのである。

以上、三〇年代における高利貸業の性格について素描してきた。ここでいえることは、後期原蓄段階ともいうべきこの時期に、高利貸業は著しく発展し、ようやくその本来的・特徴的形態としての小農民を主要な貸付対象とするにいたった。しかし一方においては、信用諸機関の未発達から中小地主、商人、製造業者をも貸付対象としていた。このように高利貸業は、依然として農村の貨幣市場に大きな力をもっているが、かつてのようにこれを独占することはできなくなった。それは高利貸業の増加は勿論のこと、いまだその力は脆弱であるが、地方銀行その他の信用諸機関が進出してきたためである。かくて高利貸的利子率は、二〇年代より一層低下し、なおその変動は、近代的利子体系に包攝される傾向を示し始めた。

(三) 高利貸業の機能

当家の諸事業は、この時期にどのような発展を示したであろうか。高利貸業は、これら諸事業とどのように結びつき、そしてどのような機能を果したであろうか。具体的な分析に入る前に、諸事業の位置付け及び発展の概要について触れておこう。第三〇表は桜井家の事業別資産を示したもので、これによれば次のことが指摘できる。第一に、高利貸業、土地所有及び醸造業が当家の主業として固まったこと、第二に、事業別に資産内容を見ると時期に

よってかなり浮沈のあることが知れる。まず当家資産総額に占める事業別資産比率をみると明治三三年は土地、大正一五年には醸造業、昭和九年には再び土地が首位に立っている。次に事業別資産の増減比率をみると、明治から大正にかけて三事業とも増大するが、なかでも醸造業が最も著しい。昭和期に入ると土地だけが増大し、他は減少に転じている。以上のごとき諸事業の浮沈は、いりまでもなくそれぞれの運動法則が異っているからである。ところでこれら諸事業は、個々バラバラに切り離されているのではなく互に関係をもちながら展開する。しかしその結合の仕方は、資本主義の発展段階によって規定されている。三〇年代は、諸事業とも飛躍的に発展し、しかも最も典型的に結合する時期であるが、同時にこれらの従属・被従属の關係が内面的に発芽する時期でもある。

(1) 地主的土地所有と高利貸業 先述のように農家経済は、三〇年代に入るやいままでの小康状態が崩れ、破滅的な状態に変わった。かくて小農民の階層分解、小作農化が急速に進展した。この結果についてはすでに前掲第二及び三表に挙げたが、なお参考までに『宮城県生産費調査書』に記載された当郡の所有規模別土地所有者数の増減を示せば第三一表のごとくである。当家の土地集積は、登米郡における小作地率の増減傾向とほ

第 30 表 事業別資産の増減 (桜井家)

	明治33年	大正15年	昭和9年
	円	円	円
高 利 貸 業	8,528(1) (27.1)	167,693(19.7) (22.6)	146,425(17.2) (20.7)
土 地	14,750(1) (43.8)	282,566(19.8) (38.1)	345,463(24.2) (49.0)
醸 造 業	9,483(1) (29.1)	292,324(30.8) (39.3)	213,849(22.6) (30.3)
計	32,561(1) (100)	742,583(22.8) (100)	705,737(21.7) (100)
その他(営業外建物, 保険)	—	15,921	70,853

1. 明治33年の高利貸業は年度末自己資本、土地は取得金内説明細書(『日誌』)に記載されている田27町5反、畑1町を当時の反当売買地価を50円と仮定して算出、醸造業は営業税課税標準明細書(『日誌』34年1月記載)による。
2. 大正15年は『金額出納帳』、昭和9年は『一般会計決算簿』により算出。

ば符合しており、三〇年代が他のどの時期と較べても高くなっている。第三二表によれば一〇と二九年の小作地反別の増加は六町五反に過ぎないが、二九と三九年の一〇カ年間には実に三六町九反にはね上っているのである。

ではこの時期の土地集積はどのような特徴をもっていたらうか、第三三表を手懸りとしながらみてゆくことにしたい。

第一に、土地売買のうち買入れが圧倒的に多いことである。すなわち土地買入筆数は三五〇、売却筆数は五一となっている。第二に、土地買入を種目別にみると田二五町七反、畑一五町九反、宅地二町となっており、二〇年代に引続き田地買入の比重が高い。しかしいままで殆ど当家にみられなかった畑地買入が、この時期になって始めて集約的に現われたことは注目を要する。第三に、土地買入を時期別にみれば、三五年以前は、土地買入総反別四三町八反のうち二六町六反で約六〇%を占め後半よりも多くなっている。なお種目別では、前期が田一八町七反、畑六町三反で田地買入の比重が高かったが、後期には田七町、畑九町六反で畑地買入に主力が注がれたといえよう。ではこうした田・畑買入の時期的な差異はどこからきた

第 31 表 所有規模別土地所有者数の変化 (登米郡)

	明治33年	40年	増 減
1 反未満	2,142	2,994	852
1 ~ 5反	3,022	3,469	447
5反~ 1町	1,347	1,474	127
1 ~ 3町	2,366	2,184	-182
3 ~ 5町	985	906	-79
5 ~ 10町	662	605	-57
10 ~ 50町	293	312	19
50 ~ 100町	13	20	7
100町以上	14	18	4
計	10,844	11,982	1,138

1. 宮城県蔵『生産費調査書(明治43年)』による。

第 32 表 小作地反別の推移

	小作地 総反別	田	畑
明治10年	137.7 ^反	124.5 ^反	13.2 ^反
29	202.7	—	—
34	383.9	330.2	53.2
39	571.5	429.6	141.9
44	660.1	442.2	217.9
大正3	680.0	456.1	223.9

1. 明治29及び34年は「所得税御届」(『日誌』記載)、39年は『全部小作証』、他は『小作収入台帳』より集計。

のであろうか。当家の場合、田・畑買入の動機がそれぞれ全く違っているのである。それ故に田地買入と畑地買入とを分けて考察しなければならぬ。

始めに田地買入について触れよう。田地買入の動機は、有利な小作料所得を目的としていた。そこで前期的資本が土地に転化するための条件、具体的にいえば前期資本的利潤率と土地利廻りの照合が与えられたか否かについて検討してゆくことにしたい。これがためには土地利廻りを決定する要素、すなわち地価、小作料、米価についてみる必要がある。

第一に、地価はどの程度の高さであつたらうか、またどのような特徴をもっていたらうか。三〇年代における田地買入の最も大きな特徴は、買入対象が単に小農民だけでなく商人、地主或はこれらを兼營するいわゆる豪農などを含めて極めて多岐にわたっていることである。このことは職業別、階層別に地価の高さを異ならしめる。いま反当法定地価の等しい土地を同一条件の土地と仮定して、田地一件ごとの反当売買地価の推移をみれば第四図のようになる。

まず売買地価は、最低三四円から最高一二九円にまで広く分布されており、これをおおまかに区分すれば次の三つのグループ、すなわちA(最底)、B(中位)、C(最高)、のグループに分けることができる。ではこれらの地価は、

第 33 表 土地集積状況 (明治30年代)

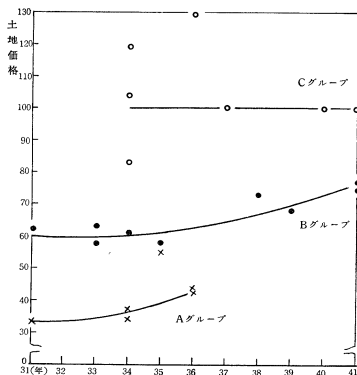
	土地買 入筆数	種 目 別 地 面 積			土地売 却筆数
		田	畑	宅 地	
明治31年	5	10.221	0.613	0.226	0
32	137	99.009	33.629	5.509	0
33	54	48.812	16.728	3.517	3
34	36	25.715	10.725	2.623	23
35	9	3.804	1.927	2.629	0
36	32	37.225	9.421	0.725	3
37	20	26.622	5.201	0.212	4
38	32	1.701	59.021	0.827	11
39	16	7.020	13.511	3.607	0
40	9	1.411	8.408	0.222	7
計	350	257.820	159.604	20.517	51

1. 資料の出所及び算出方法は、第17表と同じ。

どのように決められたのであろうか。

当家は、土地を買入れる場合に、登録税の軽減を図る措置として登記価格と実際の売買価格とを分けて使用していた。そして売買価格と登記価格との差額は、補金と称して土地売却者に手渡されていたのである。ところで問題は、この補金の出し方が売却者によって異なっていたことである。Aグループは登記価格を受けるだけで補金は零である。Bグループは、登記価格の他に補金を受けるが、Cグループに較べれば少い。このA及びBグループは、表示された

部分では殆ど豊里村の農民で、売却後はその半分以上が当家の小作人（一五件のうち九件）となっている。この両グループを階層別に区分することはできないが、恐らくAグループは中・下層農家、Bグループは上層或は商人たちであったかと思われる。Cグループは、最も高い補金をうける層で当家の親戚か或は村の豪農或は商人たちであった。このことからAグループからは最も安く土地買入ができ、Cグループはその逆であることが指摘できよう。



第4図 反当売買地価(田)の趨勢(明治30年代)

1. 「土地権利証」(土地売渡証)による。
2. 作成方法は、反当法定地価の等しい土地を同一条件の土地と仮定して、ここでは反当法定地価20~25円についてのみ蒐集した。なおこの蒐集件数は、31~41年の田地総買入件数66の33%で殆ど豊里村のものであり、他は20円以下が大部分である。
3. x=A, •=B, ○=Cは補金のおし方による区分。

次に地価の趨勢をみるとA・B両グループとも三五年以降上昇傾向を辿り始めるが、それは二〇年代とは比較にならぬ程ゆるやかである。Cグループは殆ど変化を示さない。最後に、買入件数の変化についていえば、Aグループが三七年以降姿を消している。これは先の図表が少数事例によつたためであつて、「土地権利証」を整理すると三七年以降にもAグループに属すべきものもあるが、やはりその数は減少している。最も多いのはBグループである。このことは、貸金対象が農家のなかでも中・下層から上層或は一部の中層農家へ移りつゝあつたことと全くよく符合している。

第二に、小作料及びその收受機構の変化について触れよう。三〇年代の契約小作料は、大凡〇・八二五〇・八七〇石である。いま『県統計書』により小作料率を試算しよう、三一〜四〇年の一〇カ年間における平均反収は〇・九四四石、このうち凶作年度(三一、三二、三五、三八の各年)を除くと一・二三九石である。この数値から小作料率を算出すると約七〇%で、一〇年代の六五〜七〇%と殆ど変化していない。このことは、農業生産力の上昇に照応して契約小作料も高められていることを意味する。参考までに少数事例であるが、当家小作地を地番ごとに拾ひ一〇年と三九年との契約小作料の増加比率をみると、第三四表のように約一〇%余の増加がみられる。小作料の増加比率は、当郡における反当

第34表 地番ごとの小作米石数の増減

	地番	小作米石数		増加比率 10年=100
		明治10年	39年	
佐竹右門	吉田村新田	13.730	15.148	110.3
高橋嘉右門	"	8.959	9.876	110.2
高橋良太郎	"	8.284	9.136	110.3
川惣兵衛	吉田村中田	2.518	2.774	110.2
高橋清三郎	"	1.628	1.796	110.3
同	"	1.935	2.141	110.6
同	"	1.134	1.250	110.2
高橋清之助	"	4.945	4.519	91.4

1. 明治10年は『小作収入台帳』、38年は『全部小作証』によつた。但しここでは、10年の『台帳』に地番の記載あるものすべてを挙げた。

収量（平年作）の増加比率（一五〇年一・一石、三〇年代一・二三九石で一・二・六％に増加）にほぼ見合っている。以上のような高率小作料の收受は、どのようなメカニズムの下に可能だったのだろうか。それは一〇年代にみられたと同様に経済的強制と経済的強制とが絡み合っていた。しかし商品・貨幣経済の滲透は後者をより強めた。というのは、小作農の経済的窮迫、農業外労働市場の狭隘に基く彼らの競争がより前面に出てきたからである。また『日誌』によれば、三五年には、従来の不文律の小作契約を排して小作証を始め、制定した。当時の小作証文を例示すれば左のようであった。

小作証

合田反別

七反七畝拾歩

小作米

六石四斗五升五合

合畑反別

壹反九畝貳拾七歩

小作大豆

九斗五升五合

大 麦

五斗四升五合

右ハ貴殿御所有之土地当明治參拾九年度小作受耕致候義美正也前頭小作米ハ本年十一月三十日大豆ハ本年一月三十日麦ハ本年八月三十日限り貴殿御宅へ駄送上納可付候万一不納ニ及候節ハ本人ニ不拘保証人ニ於テ弁償上納可致候且ツ此小作ニ対シ特ニ左ノ件ヲ約定ス

一 小作土地ヲ天災地変ニ依リ不熟作ニ立至リ候場合ハ地主ハ公納夫役ヲ担当シ歩刈ノ収刈ヨリ出来シタル六分米ヲ収容シ小作人ハ種籾肥料ヲ担当シ四分米ヲ収容スル事ト定メ此割合ヲ以テ算出シタル小作米ヲ上納スヘシ

但小作人入手入ニテ不作ヲ為シタル実跡アルトキハ小作米引方之申込致間敷事前頭小作約定証書依テ如件

明治參拾九年壹月

登米郡豊里村

小作人 佐々木清太郎

こうした事情を背景として、三〇年代には地主の積極的かつ強制的な小作料の引上げが行われた。すなわち小作契約の更新は、毎年行われたものようであるが、その都度小作料の改訂を行い、これにたいして同意しないもの或は不満のものには、小作地取上げの措置をとつたらしい。というのは『日誌』に記載された小作証改訂の後にはきまつて次のような小作地取上げがでてくるからである。

「赤生津佐々木留二ニ小作地立揚ゲノ断状ヲ万四郎（土地保看人）ヲ以テ送ル。」（三五年四月二日『日誌』）

「桜岡小作人二人立付断状発送セリ。」（三九年二月六日『日誌』）

右のごとき小作料の収取は、一面において地主の支配機構の体制化を伴いながら、より効果的に実現されたのである。具体的にいえば土地保管人の制度化である。当家の土地保管人はすでに明治一〇年から豊里、吉田、宝江の三方町村に置かれていた。当時の土地保管人は小作人のなかから選定されたもので、必ずしも部落の有力者ではなかった。彼らは地租上納だけ地主に代って行なつていた。三〇年代になると小作地域の拡大及び小作人の増加、なかんずく上・中層農家の小作化に伴って、地主はこれを一手に掌握することが困難となり、ここによりやく土地保管人の機能が重視されるようになった。この時期には彼らの顔ぶれが変り、従来とは違って小作人のなかでも村議をやるような上層農家（親戚も含む）を新たに登用し、彼らのもつ村落支配、規制を地主体制のなかに持ちこんだのである。そして土地保管人の果す機能は、いままでのようにただ地租上納を代行するだけでなく、地主の果す小作

米の減免及び徴収、小作料の改訂業務を支え、また管理地域の貸金や土地売買の仲介をも行うようになった。地主と保管人の関係はどうか。その一例として報酬についてのみみれば、以前には益暮に反物を給付するといった性質のものであったが、この時期には彼らの果した諸業務にたいするいわば反対給付として謝金を出すようになった。だからこの時期の土地保管人と小作人は共同体的諸関係に覆われていたが、地主と土地保管人はより契約的な諸関係にあったといえよう。しかしいまだ大正期以後にみられる土地保管の請負的關係(例えば実納小作料の何%の報酬)は弱く、地主の主體的な活動を補助するにとどまっていたのである。

高率小作料の收受機構は、以上のごとく土地保管人のもつ村落支配・規制を地主の支配体制のなかにもち込みながら強化されてきた。それにも拘らず凶作は、実納小作料を低めた。当家の小作料は、三一年八六・八%、三五年二〇・八%、三八年三七・三%の減額をみた。かくて三〇年代の凶作は一〇年代と同様に、土地利廻りを低める大きな要因だったといえよう。凶作とともに注目されるのは公租公課である。先述のように地租は、三二、三七、三八年にそれぞれ大巾な増徴をみた。とくに三二年は、当地方における地租が、法定地価の据置きと米価騰貴とによってその重圧から脱脚し、土地がようやく有利な投資対象となりつつあったときであるから、地租増徴にたいする猛烈な反対運動が起きた。

「非地価修正運動費額ノ内(百円地価三錢五分割)ニテ寄付セリ。院外運動委員トシテ秋山俊上京セリ。」(三一年六月九日『日誌』)

「佐藤代議士前ニ地租案ニ付違拳民ノ意向ニ背キタル変節ノ代議士ニ付今回ノ増税(醬油税のこと……筆者註)賛成ナル事勿論ナリ。書状ニ対シ回答ナキヲ以見ルモ無論政府党ナルヲ今更談判セントテ無効ナキ者……。」(三二年一月二六日『日誌』)

三〇年代における地主の地租負担は、著しく重くなったが、それでも土地総収益にたいする割合からみると一〇年代よりは少い。だが凶作時には高くなる。三一年は三五・二%、三八年には三〇%であった。しかしこれは、地租減免を全く考慮に入れぬ数値である。地租減免は、凶作の度ごとに行われた。従って凶作時における地租負担は、一〇年代のそれよりも軽減されたことはいふまでもない。

第三に、米価の変動はどうであつたらうか。この時期は二〇年代に較べれば米価の変動が激しい。すなわち米価は、三七年にいたるまで小波動を描きながら変動したが、三八年以後には日露戦争中及び戦後の影響を受けて傾向的な上昇を示している。この変動は土地利廻りに大きな影響を与えたが、一〇年代にみられた程ではない。

土地利廻りは、以上の諸要素によって決定される。第三五表を参照しながらその推移をみてゆこう。まず注目されることは、買入階層別に土地利廻りが異なることである。凶作期を除きA・B・Cのグループ別にみると、Aグループはほぼ一六〜七%、Bは一三〜四%、Cは八〜九%となつてゐる。いまこのグループ別土地利廻りと職業別（農家自作、自作、小作別）貸金利率率を比較すると、Aは小作及び自作、Bは自作、Cは地主や製造業者に対応し、多少の計算上の誤差や両者の諸出費（土地管理費用や貸金営業税など）を見込めばほぼ見合つてゐる。いい換えれば地価は、地代を土地買入階層に与えられた貸金利率率を以て資本還元されるようになったといえる。

以上のように、農業生産力の一定の成長（いまだ凶作の脅威は去らないが）を前提として、地主が高い小作料を收取する条件がより成熟してきたこと、そして土地利廻りが前期資本的利潤率（ここでは高利貸的利率指標）の低下傾向と睨み合わせると、以前と質を異にした寄生地主化の方向が認識されるのである。

さて畑地買入の特徴は如何なる点にあつたのであろうか。これは畑地買入が有利であつたというよりも当家庭

造業の発展にとって欠べからざる次の事情の下に進展した。すなわち醸造業を始め諸工業の発展は、郡内畑作地帯(上沼、宝江、豊里村など)を、自給生産から工業原料の供給地帯に変えていった。当家の醸造原料は、これまでには郡内において容易かつ安価に蒐集しえた。しかし三〇年代になると郡内は勿論のこと郡外の商人も大豆や小麦の買占めのために入りこむようになり、七、八月には「小麦戦」、一〇月には「大豆戦」と称する程の競争が現われた。このことは当家の醸造業にたいして大きな影響を与えた。まずこの競争は、価格騰貴を惹起し、かつて当家が原料の購買過程でえた利得を縮めることとなったが、またそれ以上に重要なことは、醸造原料の確保すら困難となる場合があったことである。

第 35 表 反当土地利廻りの推移(明治30年代)

	明治 31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
反当売買地価(A)										
A グループ	円 43	43	44	46	49	53	—	—	—	—
B グループ	円 60	60	60	60	61	63	65	65	70	73
C グループ	円 —	—	—	100	100	100	100	100	100	100
反当契約小作料	石 0.825	0.830	0.835	0.840	0.845	0.850	0.855	0.860	0.865	0.870
" 減額比率	% 86.8	4.6	0	0	20.8	1.0	6.8	37.3	6.3	10.5
" 実納小作料(B)	石 0.109	0.792	0.835	0.840	0.669	0.842	0.797	0.539	811	0.779
石当り米価(C)	円 11.70	9.20	11.30	10.20	10.50	12.00	10.70	12.20	14.00	15.00
反当法定地価(D)	円 2.300	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00
公 課 率(E)	% 3.0	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	6.8	8.8	8.8	8.8
土地利廻り	(B)(C)-(D)(E) (A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
A グループ	1.4	14.8	19.3	16.6	12.4	17.3	—	—	—	—
B グループ	1.0	10.6	14.2	12.7	10.0	14.6	10.2	6.8	13.3	13.2
C グループ	—	—	—	7.6	6.1	9.2	6.7	4.6	9.3	9.7

1. 資料の出所及び算出方法は第9表と同じ。但しグループ別反当売買地価は、第4図の地価趨勢線より求めた。

「直チニ買入レニ着手スヘキ用意相整ヒタル所未タ作元ニテハ豆打ニ着手セス仕事非常ニ手後レトナレリ。買入人ハ石巻ヨリ陸続入込ミ来リ、一俵デモ二俵デモ買占メ、汽船ニテ持行クト云フ有様……手元取都方ニハ非常ノ困難ヲ極メタリ。」(三二年一月一四日『日誌』)

「各地ヨリ買入人陸続入込ミ来リ、値段ハ一飛八円ト云フ高値ヲ現ハス。買入非常ノ困難ヲ極メタリ。」(三六年八月三日『日誌』)

右のような新しい条件の下で醸造原料を安価かつ容易に確保するには、何よりも畑小作地を拡大する以外になかった。畑地買入は、醸造業の拡大再生産のための不可欠の要因として三〇年後半から急速に進められた。いい換えれば醸造業は、その飛躍的發展の手段として地主的土地所有と結びつくことを余儀なくされたのである。

最後に、地主的土地所有と高利貸業との結合関係をみながら後者の具体的な機能を考察することしよう。まず両者の結びつきを示す具体的な指標として不動産担保比率を挙げることができる。第三六表によれば、一般貸金総額に占める不動産担保貸金比率が二〇年代よりも驚くほど高くなったこと、また職業別にみても、それぞれ比率が高くなっていることがわかる。この事実、土地が高利信用契約の終局的な保証手段となりえたことで、立場を凌えて借手側からいえば土地、具体的には地代を保証物件としなければ借入れができなくなつたことを示している。ここに地主的土地所有と高利貸資

第 36 表 不動産担保貸金比率

	明治30年	35年	40年
一般貸金額A	8,258	9,237	27,170
不動産担保貸金額B	4,299	7,038	22,430
B/A (%)	52.1	76.3	82.6
職業別比率	%	%	%
農民	89.8	92.6	97.9
小営業者・職人・其他	67.1	62.5	96.9
商人	28.5	22.7	46.8
地主	5.1	46.7	78.8
製造業	0	0	75.0
不明	100.0	9.2	0

1. 資料の出所及び算出方法は、第15表と同じ。

本との抱合関係の成熟の姿をみる事ができるのである。

では高利貸業は、地主的土地所有の拡大にたいしてどのような機能を果たしたであろうか。これがためには貸金担保流れの実態について触れねばならない。第三七表をみよ。これによれば次のことが指摘できる。第一に、貸金担保流れが極めて多いことである。

すなわち三〇年代における土地買入面積四三・八町のうち当家の貸金による担保流れは一六・八町で約三八%を占めている。なお田、畑、宅地別にみれば、それぞれ三二・六%、四五・六%、五五・一%となっており、畑及び宅地の比率が高い。これら抵当物件は、具体的にどのような流れたのであろうか。次の二つがあげられる。一つはすでにみたように買切担保である。この場合には、債務者が元利を返済すれば、すでに登記済みの担保物件でも再び自己の手に戻すことができるが、そうした例は殆んどみられない。いま一つは普通の不動産担保貸である。『貸金台帳』によれば当家では、不動産評価額にたいして約五〇

と九〇%を貸付けていた。貸付期間は二〜三年の場合が多い。貸金の返済は益暮二回であるが、後者が圧倒的に多い。若しも年度内に返済できぬときには、借手は「改メ貸」と称して元金に利子を加えて次年度に繰越して貰う。この「改メ貸」の更新の限度は、いうまでもなく不動産担保の評価額である。しかし実際には、貸金元利が不動産

第 37 表 土地買入と貸金担保流れ(明治31~40年)

	田		畑		宅地		計	
	反	%	反	%	反	%	反	%
土地買入 A	257.8		159.6		20.5		437.9	
{大口 (1町以上) a	156.7		50.3		8.6		215.6	
{小口 (1町以下) a'	101.1		109.3		11.9		222.3	
内貸金担保流れ B	84.1		72.8		11.3		168.2	
{大口 b	30.3		15.8		5.0		51.5	
{小口 b'	53.8		57.0		6.3		116.7	
		%		%		%		%
貸金担保流れ比率 B/A	32.6		45.6		55.1		38.4	
{大口 b/a	19.3		31.4		58.1		23.9	
{小口 b'/a'	53.2		52.2		52.9		52.5	
		%		%		%		%
b'/B	64.0		78.3		55.8		69.4	

1. 土地買入反別は、第33表による。
2. 貸金担保流れ反別は、まず『貸金台帳』から抽出し、これを「土地権利証」により確認した。

評価額に達する前に「改メ貸」の更新を拒否される。拒否された借手は、他の高利貸業者から借金のための借金をするか、さもなければ担保物件である土地や建物を手離さねばならない。後者の場合、当家では土地買入れとして処理し、職業別に地価を決定したことはすでに述べたところである。

第二に、貸金担保流れは、小口貸金者のものが多い。いま仮に土地買入の対象を一町以上の大口売却層とそれ以下の小口売却層とに分けてみると、前者は二一・六町、後者は二二・二町である。このうち担保流れによるものはそれぞれ五・二町、一一・七町で、担保流れ比率は、二三・九%、五二・五%となる。このことから小口売却層、従って小口借金層の大半は、借金の返済能力が弱く、担保物件を手離していたといえよう。

以上のように、三〇年代における高利貸業は、土地集積の杆槓としての機能、より具体的にいえば農民層「分解」¹⁾小作農化をおし進める顕著な機能を果たしたといえよう。

(2) 醸造業と高利貸業 始めに、この時期における醸造業の発展過程を大づかみに捉えるため、販売金額及び醸造石数の推移をみれば第三八表のごとくである。醸造石数は、味噌・醤油とも景気によって起伏はあるが、二七年以降は増加の傾向を示している。二七年の醸造高を一〇〇とすれば四〇年には醤油は二

第 38 表 味噌・醤油販売金額及び醸造石数の推移

	味噌・醤油 販売金額	醸 造 石 数	
		味 油	醬 油
明治12年	円	石	石
17	—	—	150
27	—	50	70
29	5,397	30	293
32	9,323	72	490
33	—	100	461
34	9,722	125	610
35	9,768	200	394
36	9,631	75	507
37	—	125	660
38	15,961	260	—
39	—	185	750
40	22,996	425	—

1. 明治12年は、「醤油醸造高及売捌高御届」(『日誌』記載)、17年は「醤油製造予算調」(『日誌』記載)、その他の年度は「(醸造業)諸報告書」(『日誌』記載)による。

四九、味噌は八五〇で、後者の増大が顕著である。味噌・醤油の販売金額は三八年以後には一万円台を突破し、なお増加の一路を辿っている。

醸造業にかかる顕著な発展は、如何なる理由によるのであろうか。第一に、二〇年代に引続き農家の商品・貨幣経済化が急速に進展したことである。とくに三〇年代は、先述のように資本制商品の農村滲透、租税増徴、凶作の影響を受けて強制的な貨幣経済化が行われた。その結果、醸造のための自給原料までも窮迫販売しなければならなかったし、また醤油については三二年の醤油税法の改正によって自家用醤油の生産が制約されることとなった。第二に、販売網の積極的な拡張が挙げられる。農家の商品経済化及びこれに伴う地方小都市の膨脹に伴って、当店で、支店の開設を行っている。すなわち三二年には郡内上沼村に桜場支店、三五年には石巻に支店を設けた。殊に桜場支店は、郡村における市場拡大のための拠点であり、遠く本吉郡海岸、岩手県南部にまで手を伸ばした。そしてここでは、ただ味噌・醤油の販売を行うだけではなく、醸造原料の蒐集、地主的土地所有及び高利貸業の拡大のためのいわば前哨基地ともなったのである。

「同店〔桜場支店のこと……筆者註〕開業以来僅か一カ年ノ尾霜ヲ経タルモ商況ハ非常ニ好況ヲ呈ス。桜場以東本吉郡海浜ニ至ル迄ノ諸駅ハ勿論岩手県地方……遠ク涌津方面ニ迄其ノ商權ヲ握弘ス。為ニ醤油ノ売り頗ル多クシテ……荷物ハ同日ノ内ニ悉皆売払ヒテ一滴モナク、唯閑然トシテ店頭ニ在ルノ形成ナリ。」(三二年一月ヨリ三三年一月三一日迄ノ商況報告『日誌』)

「桜場叔父〔支店長……筆者註〕来店。大豆買入金トシテ第一号金百円相渡ス。」(三七年一月一日『日誌』)

支店の新設は、同時に卸・小売店の分出を伴いながら進められた。とくに農村部ではそうであった。「日誌」によれば、卸小売店数は、二五年は一七店であったが、三九年には卸店二三、小売店二〇と増加した。

醸造業の發展は、いうまでもなく生産及び流通過程の變化を伴っていた。まず生産過程の變化についてみれば次のようであつた。生産方法は、依然として桶司が徒弟的に習熟した技術の枠を出なかつたが、それでも二〇年代に對比すれば新しい技術を採用している。それは醤油の速醸法であつた。

〔製造方法―仕込方法初埴五斗（赤穂塩）ニ水一石ヲ入レ釜中ニテ沸騰セシメ、冷脚后仕込桶ニ入レ、而シテ純（煮豆五斗）煮小麦五斗ヲ入レ醸造セリ。仕揚醪一石五斗ナル、仕込后夏期ハ日二三回、冬期ハ一回ツツ糶テ入レテ攪回ス、三十ヶ月ヲ経テ糟掛シ此製成九斗ナル。〕（三四年一月五日『日誌』）

この速醸法は、醱酵を容易にするための温度の操作技術であつた。労働過程の内容についてみよう。労働対象は醤油が大豆・小麦、味噌が粃米・大豆を主要原料とし、これに塩、薪などが加わる。塩を除く他の労働対象はすべて当地で賄われていた。これら労働対象の取得方法は、二〇年代にたいしてどのような変化がみられたであろうか。従来の現金買や前金買だけでなく、先述のように米は勿論のこと大豆、小麦が小作料をもつて補われるようになったことである。この小作米穀は、所要原料にたいしてどの程度の割合を占めていたであろうか。第三九表によれば、粃米は味噌の醸造石数の増加に伴つてふえた。三八年及び四〇年の仕込所要量は、それぞれ一〇四石、一七〇石であつたが、小作米受入は、これを上廻っていた。なお飯米も勿論小作米によつて賄われた。大豆と小麦についてみれば、仕込所要量にたいする小

第 39 表 原料別仕込所要量と小作米穀受入

		明治38年	40年
粃米	仕込所要量 (石)	104	170
	小作米受入 (石)	112	178
	比率 (%)	107.7	104.7
大豆	仕込所要量 (石)	635	794
	小作大豆受入 (石)	40	74
	比率 (%)	6.3	9.3
小麦	仕込所要量 (石)	375	369
	小作小麦受入 (石)	29	58
	比率 (%)	7.7	15.7
飯米	(石)	40	?

- 仕込所要量及び粃米石数は、「仕込上り計算表」（『日誌』記載）。
- 小作米穀受入石数は、「貸金台帳」より算出。

作米穀受入比率は、前者が六・三%、九・三%であり、後者が七・七%、一五・七%となっている。このように両者とも小作米穀への依存度を増しつつあるが、いまだその割合は極めて低い。このことは、醸造業の発展にたいして畑小作地の拡大が追付けなかったことを現わしている。だから大豆と小麦は、相変らず買入れによって補われねばならなかった。それは現金買か前金買かである。しかしどちらにもせよ、以前のように生産者を流通過程から遮断し、不当に安く買入れることは、かなり制約されることとなった。前金買は、恐らく恐慌或は凶作直後の農家の窮迫期だけであつたらう。

「大豆前金貸、赤生津方面ヨリ陸統来ル。新井田方面ヨリハ未タ来集セス。必竟八百屋物ニテ多少ノ金錢取入シタルタメナラシヤ。」(三四年九月五日『日誌』)

「赤生津出張。同地豆取都三拾石、何レモ前金。」(三六年十一月十七日『日誌』)

薪の取得方法について附言すれば、当家では、薪材を自給するために三〇年代に入ってから三町余の山林を買入れていた。なお自給しえない部分は、やはり現金買か前金買によつたようである。

「黄手口前金貸第一回ノ払込アリ。薪ハ事前ニ貸与シテ二割安ヲ以買入ルルニ宣敷。」(三五年二月二十四日『日誌』)

労働手段はどうか。二〇年代と殆ど変りがない。『日誌』(明治三〇年営業名及び課税標準届)に記載された三〇年当時の労働手段を挙げれば、桶五四本、釜二ヶ、搾器械二ヶ、その他雑品三四種となつており、機械の導入は全く見られない。搾器械といつても、テコを利用しながら人力で醗¹³を搾る程度のものであつた。機械が入り始めるのは、後に改めて検討するが、醸造業者間の競争が激化した四〇年以降である。

労働力についてみよう。労働者は、醸造業の発展につれて増加した。すなわち二七年には七人であつたが三三年

には一二人、なお参考までに四三年を挙げれば二三人となっている。三三年の労働者の出身先をみると南部手聞取
り五人、登米町七人となっており、後者のなかには当家小作人の子弟も含まれていると思われる。このように、近
在及び地元農村で排出する生計補充的賃労働を用いていた。

労働過程は、以上のように安い労働対象、旧態依然たる労働手段及び非近代的労働をもって営まれる。だから価
値増殖過程の視角からそれを見ると、当然のことながら剰余価値率の異常な高さとしてあらわれてくる。

次に流通過程の変化について触れよう。ここでは販売過程のみみれば次のことが指摘できる。第一に、すでにみ
たようにこの時期には販路を著しく拡張したが、醤油と味噌とはその市場が異っていた。いうまでもなく両者の
自給生産上の難易¹⁴及び市場拡張の難易によって、醤油の市場は主に農村地方、味噌は都市であった。だから醤油が
味噌よりも比較的容易かつ有利な価値実現が可能であったといえよう。第四〇表によれば、醤油が味噌よりも卸
・小売価格に著しい隔差がみられる。しかし醤油の場合でも販路の拡張をそれ自体が、卸売関係の展開を伴いながら
進められたから、小売が支配的であったときのように、消費者とくに農民に有利に売ることが相対的に狭められた。
第二に、販路の拡張は、当然のことながら醸造資本家間の競争をひき起す。味噌は主な市場が都市であったから始
めから競争の矢面に立たされたが、醤油の場合にも現れてきた。すなわち三〇年代にはいまだこの競争は表面化し
なかったが、他の醸造資本との接触地帯、殊に佐沼では三九年頃からその徴候がみられ始めた。こうした傾向は四
〇年以後益々激しくなる。ここに、原料の購買過程にみられたように、販売過程でも前期的利潤の搾出する場は狭
められてきたのである。

最後に、以上の生産過程で生み出され、流通過程で実現された剰余価値はどの程度であったか、また利潤率はど

のように変化したかについて検討しよう。第四一表をみよ。剰余価値率は、醤油が五〇〇〜八〇〇%、味噌が三〇〇〜四〇〇%で二〇年代よりも遙かに高くなっている。利潤率についてはいえば、醤油は三四年頃までは一九%であったが、三六年以降には五〇%前後となっている。これにたいし味噌は、三〇年代を通してほぼ二〇%前後に硬直している。このことは、先述のように両者の市場条件の差に求めることができるが、より具体的には、製造原価と売上価格の推移のなかにみることができる。すなわち醤油は、売上価格が四〇年を除いて製造原価を上廻る騰貴を示しているが、味噌は両者がほぼ平行して上昇している。かかる差異はとも角として、醸造利潤は著しく高い。これは生産過程で生み出された剰余価値だけでなく、以前より制約されるようになったとはいえ、流通過程（購売及び販売）で搾出された剰余価値をも含んでいる結果である。

・醸造利潤が自家の他事業、すなわち土地所有及び高利貸業の利廻りを遙かに凌駕するにいたったこと、さらに土地

第 40 表 醤油・味噌別卸売及び小売価格の推移

	醬 油 (8升基準)					味 噌 (1貫基準)			
	特 約 卸		普通卸	小 売			卸		小売
	支 店	その他		8升売	1升売	0.25升売	石巻支店	その他	
明治30年		50	銭	銭	銭	銭	22.0	銭	銭
31		65	72	75	88	96	25.0	—	—
32		60	—	65	72	—	23.8	—	26
33		60	65	70	—	—	25.0	—	30
34		65	70	75	—	—	20.0	—	26
35		60	65	70	80	—	20.0	—	26
36		60	65	70	80	—	22.0	—	30
37		65	70	75	—	—	20.8	21.3	—
38		75	80	85	—	—	—	—	—
39	83(運賃持)	83	85	95	112	128	27.8	28.6	—
40	90(〃)	90	95	105	120	144	28.6	31.2	34

1. 榎井家『日誌』による。但し各年とも1月1日現在の価格。

所有及び高利貸業の利廻りが下落の一路を辿るのと対蹠的に上昇傾向を歩んでいることは注目を要する。二〇年代後半から三〇年代は、正にこれらの上昇と下降とがクロスし、さらに背離してゆく時期なのである。この現象は、わが国資本主義の確立及び発展期に必ず通過する商人・高利貸資本、地主的土地所有と産業資本の盛衰過程が、個別資本のなかにも反映していることを示すものであらう。

では醸造業と高利貸業との関連及び高利貸業の果す機能はどのようなものであらうか。第四二表を参照しながら考察しよう。まず第一に、この表で注目されることは、当家で

豊村高利貸資本の展開過程

第 41 表 醤油、味噌別原価構成 (1石当り) 及び利潤率

		単位	明治31年	34年	36年	37年	38年	40年
醬 油	売 上 価 格 W	円	12.50	12.00	14.00	16.00	19.01	19.73
	原 材 料 費 } C	円	7.90	6.58	6.81	7.58	9.37	10.78
	経 費 } V	円	13	20	20	20	20	33
	勞 賃	円	77	85	87	1.00	1.00	1.37
	製 造 原 価 C+V	円	8.80	7.63	7.88	8.78	10.57	12.48
	総利潤 M=W-(C+V)	円	3.70	4.37	6.12	7.22	8.44	7.25
	租 税 公 課 A	円	1.17	2.10	2.20	2.80	3.25	2.62
	純 利 潤 M-A	円	2.53	2.27	3.92	4.42	5.19	4.63
	剩 余 価 値 率 M/V	%	480.5	514.1	703.4	722.0	844.0	529.2
利 潤 率 $\frac{M-A}{C+V}$	%	28.8	29.8	49.7	50.3	49.1	37.1	
味 噌	売 上 価 格 W	円	20.00	17.30	17.00	19.30	20.00	22.86
	原 材 料 費 } C	円	15.90	13.35	13.28	15.31	15.88	17.50
	経 費 } V	円	15	20	20	20	10	70
	勞 賃	円	65	50	75	75	75	75
	製 造 原 価 C+V	円	16.70	14.05	14.23	16.25	16.73	18.95
	総利潤 M=W-(C+V)	円	3.30	3.25	2.77	3.05	3.27	3.91
	租 税 公 課 A	円	0	0	0	0	0	0
	純 利 潤 M-A	円	3.30	3.25	2.77	3.05	3.27	3.91
	剩 余 価 値 率 M/V	%	507.7	650.0	369.3	406.7	436.0	521.3
利 潤 率 $\frac{M-A}{C+V}$	%	19.8	23.1	19.5	18.8	19.5	20.6	

1. 資料の出所及び算出方法は、第19表と同じ。

は新規資本の繰入れと称してこの時期になって初めて醸造利潤の一部を高利貸業資本に振り向けるようになったことである。その額は、三〇年代には実に七、三六三円の多きにのぼった。この繰入資本は、いうまでもなく高利貸業及び地主的土地所有の拡大強化のために大きな役割を果した。このことは、醸造業が他の二事業を引離して飛躍的に発展しつつあるときだから一見奇異に感ずる。しかしながら当時の醸造業は、いまだ自立的な発展ができずに常に他の二事業に補充されねばならなかった。繰入資本は、高利貸業資本の増大↓事業内貸(醸造業)の増大、また田畑地拡大↓醸造原料の供給増大となって還元される。ここに三位一体的蓄積の具体的な姿をみることが出来る。第二に、二事業間の資金の貸借は、景気変動によって増減があるが、高利貸業への貸付よりも借入の方が圧倒的に多い。とくに三九、四〇年には多くなっている。そしてそれは主に醸造原料の買入資金として使用されたが、この貸金利率は年約三%で、銀行のそれよりも遙かに低利であった。かくて高利貸業は、低利な資金を豊富に供給しつつ醸造業の拡大再生産を促進する役割を果したのである。

以上要するに、三〇年代における桜井家の諸事業は、当地方の特殊な経済の発展段階を反映して複雑な内容を孕みながらもそれぞれ飛躍的な発展を示した。しかし諸事業の利潤率をもって盛衰の指標とすれば、高利貸業及び地

第 42 表 醸造業と高利貸業との資金貸借

	高利貸業への繰入資本	高利貸業からの借入	高利貸業への貸付
	円	円	円
明治30年	0	543	239
31	0	0	0
32	0	340	0
33	2,382	2,810	0
34	0	3,188	0
35	1,500	769	96
36	433	1,731	515
37	548	2,019	0
38	0	2,305	594
39	0	7,074	5,535
40	2,500	17,156	0

1. 『貸金台帳』より作成。
2. 高利貸業からの借入及び貸付額は年度内累計額である。

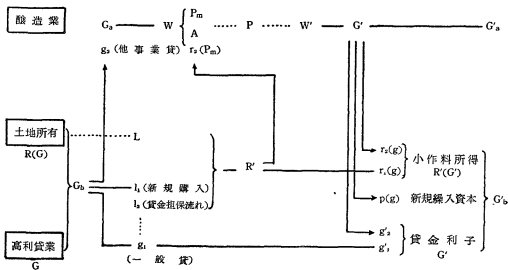
主的土地所有にたいして醸造業が有利な地位に立ち始めた。このことはこれら三事業がそれぞれ異った法則に基き生成・発展・衰退の過程を歩んでゐるからに他ならない。とはいえ当時に於いては、これら性格を異なる諸事業は、互に密接に結びつきながらいわゆる三位一体的に展開したのである。その關係を图示すれば下のようになる。

ここに示したように、高利貸業は諸事業を結びつける紐帯として、また地的土地所有の拡大及び醸造業の資本蓄積を促進するための、槓杆の機能を果たしたといえよう。

註(一) 宮城県仙北地方における醸造業地帯の形成は次のようであつた。

「明治六年奥羽七州機械製糸の始めとして二本松製糸が創設されたが、明治十二年本吉郡横山村に於て登米町(佐沼町の誤りである……筆者註)なる広通社(「地方物産会社」)に依り範を官立上州富岡製糸場に採り共操式百人練器械製糸工場の建設を見たり。是れを本県に於ける製糸工場の嚆矢とす。……爾來二十二年後に於て再び製糸工場が建設され始め、二十一年―三十年間にはほぼ本吉郡に三十年以後は仙北各郡就中登米郡に集中的に表れた。……仙南は隣接地伊達郡の影響で、養蚕坐繰共落制時代から行われていたが、仙北の如く機械製糸は発展しなかつた。仙北に製糸工場が多く広汎な養蚕地帯であり坐繰も相当普及していた。…石巻酒田の河港を控へ、北上川の本支流が縦横に通じ、本石米の産地たる仙北に

豊村高利貸資本の展開過程



はより多くの地方的都市が形成され、これ等小都市の商人・開明的士族によって、機械製糸業は発展せしめられていたのである。…かくて、広汎な米作的貧農地帯である仙北の農村には、群生せる巨大地主と相並んで、製糸のマニユ・近代的工場が根深く建設された。——こうして三〇年代に形成をみた仙北機械地帯は、四〇年前後から早くも解体していった。その理由は次のようであった。

「当時宮城の最尖鋭の機械工場であった製糸の大マニユ・近代的工場と仙北農村の結合は後年多数製糸工場の休廃と関連せる農村解体過程の型を展望せしめつつ注目に価する。…この地方の製糸業が資金難に苦んだ事は…一貫してであり、而も絶えず金貸業の為に悩まれ続け、一時やや盛況したが、忽ち、全国的にも下位にズリ落ちた。」(井上次夫「宮城県工業発展史の一考察」『歴史科学』第五卷三号、四八―九頁)のである。

(2) 『明治財政史綱』二九九頁。

(3) 『同書』二九二頁。

(4) 『同書』二九一頁。

(5) 綿谷越夫「戦前戦後における農民層の変貌(一)」(『農業総合研究』第一一巻一号、三八―九頁)。

(6) わが国資本主義が体制的に確立をみた明治三〇年代における東北地方の資本主義の発展段階及びその特徴について、木下彰教授は次のように指摘されている。

「周知のように、関西その他の先進地方は、既に明治三〇年頃ともかく資本主義を確立していたが(産業資本の成長と並んで独占金融資本も徐々に成育していた)、東北地方は明治前半期の立ち遅れに基き、当時なお原始的蓄積過程にあり、それは先進地方の資本主義発展の側圧によっていわば一方的・内訥的に進展せざるをえなかったのである。」(木下彰『新訂日本農業構造論』三五三頁)。

(7) 大島清『日本恐慌史論(上)』三一―三頁参照。

(8) 七十七銀行編『七十七年史』別編、支店沿革による。

(9) 宮城県蔵『会社、銀、農工銀行(明治三〇年)』

(10) 『登米郡史(下巻)』一六八頁。

(11) 『農林中央金庫史』(1)八五頁。

(12) 桜井家の場合と符合しないが、仙北地帯の土地保管人の機能とその変化について觸れた論稿に、加藤宏・渡辺基・馬場明「宮城県仙北平野における稻作大経営とその展開」(『農学研究所彙報』第九卷二号)がある。

(13) 醪(モロミ)は、通常酒の製成以前の状態、簡単にいえばドロクを指しているが、味噌・醤油のそうした状態についても用いられていた。醪¹酒、諸味²味噌・醤油とはっきりと区分使用されるようになるのは、明治四〇年以後である。

(14) 我妻東策「農村産業機構史」七四頁参照。

(四) 要 約

三〇年代における当地方の経済は、産業資本による国内市場の形成及び租税増徴に凶作が加わり、破滅的な影響を受けた。いわば産業資本の確立期における後期原蓄段階ともいべき時期であった。こうした条件の下に、高利貸資本の存立条件は著しく拡大したが、一方においてこれを阻止する条件も芽生えてきた。高利貸業の性格と機能の変化について、二〇年代に対比しうる諸特徴を列挙すれば左のようである。

(1) 主要な貸付対象が、商人から小農民に変わった。このことは高利貸資本が本来的な・特徴的な形態をとるにいたったことを意味する。しかし信用諸機関の未発達から中小地主、商人・製造業者などにも貸付け、依然として農村における貨幣市場を支配していた。

(2) 高利貸的利子率の低下及び近代的利子体系への包攝過程が進行した。それは高利貸業は勿論のこと、いまだその力は微弱であるが地方銀行始め信用諸機関が進出し、貨幣市場の独占ができなくなったためである。

(3) この時期の当家諸事業は、当地方の特殊な経済の発展段階を反映して複雑な内容を孕みながらもそれぞれ飛躍的な発展を示した。土地所有、醸造業及び高利貸業は、いままではなく有機的に結合しながら拡大したが、高利貸

業は、諸事業を結びつける紐帯として、また地主的土地所有の拡大及び醸造業の資本蓄積を促進するための槓杆の機能を果した。尤も、かかる三位一体的蓄積は、三〇年代までにみられた過渡的な現象にすぎない。諸事業の利潤率を比較すれば、醸造業が最も高く、すでに他事業の従属を内包するようになっている。(未完)

(研究員)